

農業の支援辞典

2025年度（令和7年度）

豊橋市産業部 農業企画課
農業支援課
豊橋市農業委員会事務局

農業の支援辞典

▽目次（状況別）

- 設備導入、改修したいとき
 - 規模拡大等に伴い、整備・導入等したいとき・1, 2, 3, 4, 5, 6
 - 自給飼料生産のために機械や施設を導入したいとき・7
 - 麦・大豆の生産者が設備の導入等したいとき・8
 - 台風対策のため、施設の補強や発電機の導入をしたいとき・9
 - 後継者以外の者がハウスを継承する際に再整備等したいとき・10
 - 就農後、経営発展のために設備導入等したいとき・11
 - 経営継承をしたので経営を発展させたいとき・12
- 水田転作
 - 水田を転作したいとき・13
 - 加工用米、米粉用米等に転作したいとき・14
 - 水田で麦・大豆を生産したいとき・15
- 新しい取り組み
 - 環境に配慮した農業に取り組むとき・16
 - 豊橋産農産物を使った新商品を開発したいとき・17
 - 先端的な技術を使った新製品・サービスを導入したいとき・18
- 資金関係
 - 就農するときの資金が足りないとき・19
 - 融資を受けたいとき（農業者）・20
 - 融資を受けたいとき（漁業者）・21
- 鳥獣被害対策
 - 農作物の鳥獣被害で困っているとき・22
 - 狩猟免許を取得したいとき・23
- 耕作放棄地（遊休農地）対策
 - 耕作放棄地を解消したいとき・24
- 農地の貸借、売買
 - 耕作目的で農地を貸借、売買等したいとき・25, 26
 - 農地を探したいとき・27
 - 農地の耕作者を探したいとき・28
 - 農地をたくさん貸し借りしたとき・29, 30, 31
 - 中間管理機構に所有農地を全部貸したとき・32
- その他
 - 老後の生活資金に不安があるとき・33
 - 農業について相談したいとき・34
 - 農地が農用区域内か区域外であるかの証明が欲しいとき・35
 - 農業者であることの証明が欲しいとき・36
 - 農家向けの研修やセミナー等の情報が欲しいとき・37

農業の支援辞典

▽目次（事業別）

- 設備導入、改修したいとき
 - 産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・整備事業）・・・1
 - 産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・整備事業）・・・2
 - あいち型産地パワーアップ事業補助金・・・・・・・・・・・・・・3
 - 畜産クラスター事業（施設整備事業・機械導入事業）・・・・・・4
 - 経営体育成支援事業補助金（農地利用効率化等支援交付金）・・・5
 - 経営体育成支援事業補助金（担い手確保・経営強化支援事業）・・・6
 - 自給飼料等利用促進事業補助金・・・・・・・・・・・・・・7
 - 産地生産基盤パワーアップ事業（国産シェア拡大対策・麦大豆機械導入対策）・・・8
 - 園芸産地事業継続強化対策事業補助金・・・・・・・・・・・・・・9
 - 産地生産基盤パワーアップ事業（生産基盤強化対策）・・・・・・10
 - 経営発展支援事業補助金・・・・・・・・・・・・・・11
 - 経営継承・発展等支援事業・・・・・・・・・・・・・・12

- 水田転作
 - 水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成・産地交付金）・・・13
 - コメ新市場開拓等促進事業（旧水田リノベーション事業）・・・14
 - 畑作物産地形成促進事業（旧水田リノベーション事業）・・・・・・15

- 新しい取り組み
 - 環境保全型農業直接支払交付金・・・・・・・・・・・・・・16
 - 豊橋産農産物活用推進補助金・・・・・・・・・・・・・・17
 - アグリテック導入支援補助金・・・・・・・・・・・・・・18

- 資金関係
 - 経営開始資金・・・・・・・・・・・・・・19
 - 農業近代化資金・・・・・・・・・・・・・・20
 - 漁業近代化資金・・・・・・・・・・・・・・21

- 鳥獣被害対策
 - 獣害防除対策事業補助金・・・・・・・・・・・・・・22
 - 狩猟免許取得補助金・・・・・・・・・・・・・・23

- 耕作放棄地対策
 - 耕作放棄地解消事業補助金・・・・・・・・・・・・・・24

農業の支援辞典

▽目次（事業別）

○農地の貸借、売買	
中間管理事業	25
農地法3条の規定による申請	26
貸出希望農地一覧の閲覧	27
豊橋市ノウチマッチ	28
機構集積協力金 - 地域集積協力金 -	29
機構集積協力金 - 集約化奨励金（一般タイプ） -	30
機構集積協力金 - 集約化奨励金（受け皿準備タイプ） -	31
中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減措置	32
○その他	
農業者年金	33
農家農事相談	34
農用地証明交付申請書の手続き	35
事業（農業）証明交付申請書の手続き	36
豊橋市農業支援課インスタグラム	37

農業の支援辞典

規模拡大等に伴い、
施設整備等をしたとき



産地生産基盤
パワーアップ事業
（収益性向上対策・整備事業）

農業者が実施する施設整備や整備に伴う付帯設備等の導入を支援します。

補助内容

- ・国が認定した産地パワーアップ計画に基づく施設整備や設備導入等が補助対象
- ・対象経費の1/2以内を補助（上限なし）

対象者

- ・市内在住の農業者や市内の農業者団体等

主要要件

- ・事前に事業要望調査で農業支援課へ相談があること
- ・事業実施により販売額等が10%以上向上すること
- ・自己所有地または農地法や中間管理機構を通じて貸借していること
- ・全ての生産ほ場の耕作権等を有していること
- ・費用対効果分析が1以上であること
- ・成果目標ポイント（配分基準）を取得できること

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

豊橋市役所農業支援課 農業振興グループ 0532-51-2473

農業の支援辞典

規模拡大等に伴い、
設備導入等をしたとき



産地生産基盤
パワーアップ事業
（収益性向上対策・基金事業）

農業者が実施する栽培設備等のリース導入等を支援します。

補助内容

- ・国が認定した産地パワーアップ計画に基づく設備導入等が補助対象
- ・対象経費の1/2以内を補助（上限なし）

対象者

- ・市内在住の農業者や市内の農業者団体等

主な要件

- ・事前に事業要望調査で農業支援課へ相談があること
- ・事業実施により販売額等が10%以上向上すること
- ・全ての生産ほ場の耕作権等を有していること
- ・自己所有地または農地法や中間管理機構を通じて貸借していること
- ・1式50万円以下の農業用機械は補助対象外

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

豊橋市役所農業支援課 農業振興グループ 0532-51-2473

農業の支援辞典

○ 経営発展のために
必要な機械や施設等を
導入したい ○



○ あいち型
産地パワーアップ事業
補助金 ○

農業の生産力強化を図るため、国の補助を補完する県独自の制度です。意欲があっても国の補助の活用が困難であった産地・農業者の施設整備等を支援します。

○ 補助内容 ○

- ・ 栽培施設、共同利用施設の整備、機能向上を伴う改修
- ・ 複数年効果を発揮する生産資材の導入
- ・ 高性能な農業機械の導入
- ・ 果樹の改植、新植等が補助対象
- ・ 対象経費の1/3（県費）+ 1/6（市費）を補助（県費及び市費には事業費及び補助額に上限あり）

○ 対象者 ○

- ・ 市内在住の農業者や市内の農業者団体等

○ 主な要件 ○

- ・ 事前に事業要望調査で農業支援課へ相談があること
- ・ 事業実施により販売額等が10%以上向上すること
- ・ 自己所有地または農地法や中間管理機構を通じて貸借していること

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

豊橋市役所農業支援課 農業振興グループ 0532-51-2476

農業の支援辞典

規模拡大等に伴い、
施設整備等をしたとき



畜産クラスター事業
(施設整備事業・機械導入事業)

地域の畜産の収益性向上等に必要な施設整備・機械導入を支援します。

補助内容

- ・国が認定した畜産クラスター計画に基づく施設整備や機械導入が補助対象
- ・対象経費の1/2以内を補助

対象者

- ・市内に農場を有する法人や農業者団体等

主要要件

- ・事前に事業要望調査で農業支援課へ相談があること
- ・国の要綱や要領の基準を満たすこと
- ・国に事業が採択されること

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

豊橋市役所農業支援課 農業振興グループ 0532-51-2473

農業の支援辞典

農業用機械や施設を 導入したいとき



経営体育成 支援事業補助金 （農地利用効率化等支援交付金）

集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、目標地図に位置付けられた者が経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

補助内容

- ・ 経営改善の取り組みに必要な農業用機械・施設に補助
- ・ 補助率：3/10以内

対象者

- ・ 将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者等

主な要件

- ・ 融資を受けて機械等の導入を行うこと
- ・ 事業の対象となる機械等は、耐用年数が概ね5年以上20年以下のものであること
- ・ 下限事業費：50万円
上限事業費：300万円
（経営面積の拡大等を目指す者については600万円）

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

農業の支援辞典

農業用機械や施設を 導入したいとき

経営体育成 支援事業補助金 （担い手確保・経営強化支援事業）

省力化技術の導入による将来の労働力不足への対応や化石燃料等の低減に向けて、目標地図に位置付けられた者が経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

補助内容

- ・ 経営改善の取り組みに必要な農業用機械・施設に補助
- ・ 補助率：1/2以内

対象者

- ・ 将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者等

主な要件

- ・ 融資を受けて機械等の導入を行うこと
- ・ 事業の対象となる機械等は、耐用年数が概ね5年以上20年以下のものであること
- ・ 下限事業費：50万円
補助上限額：個人：1,500万円、法人：3,000万円
（市長が認める者については100万円（融資不要））

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

農業の支援辞典

○ 自給飼料生産のために
機械や施設を導入
したいとき ○



○ 自給飼料等利用促進
事業補助金 ○

飼料自給率の向上を図るため、必要な農業用
機械・施設の導入を支援します。

○ 補助内容 ○

- ・ 飼料作物の栽培から利用までに必要な機械・施設の導入に補助
- ・ 補助率：1/3以内

○ 対象者 ○

- ・ 農業者3戸以上で組織する団体等

○ 主な要件 ○

- ・ 事前に事業要望調査で農業支援課へ相談があること
- ・ 受益面積が
乳用牛は概ね5ha以上20ha未満であること
肉用牛は概ね5ha以上10ha未満であること
など

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

農業の支援辞典

○ 麦・大豆の生産者が規模拡大等に伴い、機械の導入等をしたとき ○



○ 産地生産基盤
パワーアップ事業
（国産シェア拡大対策
・麦大豆機械導入対策） ○

麦・大豆の生産拡大に向け、生産性向上や効率化に必要な機械の導入等を支援します。

○ 補助内容 ○

- ・国が認定した産地パワーアップ計画に基づく機械導入等が補助対象
- ・補助対象経費の1/2以内（上限なし）

○ 対象者 ○

- ・市内在住の農業者や市内の農業者団体等

○ 主な要件 ○

- ・事前に事業要望調査で農業支援課へ相談があること
- ・麦大豆の生産者であること
- ・事業実施により販売額等が10%以上向上すること
- ・自己所有地または農地法や中間管理機構を通じて貸借していること
- ・農業機械等の所有台数等の基準に合致すること
- ・別途、麦大豆国産化プランを策定すること

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

豊橋市役所農業支援課 農業振興グループ 0532-51-2473

農業の支援辞典

○ 台風対策のため、
施設の補強や
発電機の導入をしたい



○ 園芸産地事業継続
強化対策事業補助金

施設園芸農家を実施する、台風対策のための補強や換気扇等の導入、共同利用のための発電機導入などを支援します。

○ 補助内容 ○

- ・ 栽培施設の補強
- ・ 換気扇などの導入
- ・ 共同利用する発電機の導入等が補助対象
- ・ 対象経費の1/2以内を補助

○ 対象者 ○

- ・ 施設園芸農家
- ・ 施設園芸農家が組織する組合

○ 主要条件 ○

- ・ 事前に事業要望調査で農業支援課へ相談があること
- ・ 事業内容によりどのような効果があるか説明できること
- ・ 自己所有地または農地法や中間管理機構を通じて貸借していること
- ・ 発電機の場合は、組合等を設立し組合での共有となること（個人の導入は対象外）
- ・ 事業継続計画を策定すること
- ・ 対象施設が園芸施設共済又は民間保険に加入すること

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

豊橋市役所農業支援課 農業振興グループ 0532-51-2474

農業の支援辞典

○ 後継者以外の者が
ハウスを継承する際に
再整備等をしたとき ○



○ 産地生産基盤
パワーアップ事業
（生産基盤強化対策） ○

農業者またはハウスを継承した後継者以外の第三者が実施する、ハウスの再整備や修繕を支援します。

○ 補助内容 ○

- ・ 国が認定した産地パワーアップ計画に基づくハウスの再整備や修繕等が補助対象
- ・ 対象経費の1/2以内を補助（上限なし）

○ 対象者 ○

- ・ 継承者へ5年以内にハウスを譲渡する予定の生産者
- ・ ハウスの譲渡を受けた継承者

○ 主な要件 ○

- ・ 事前に事業要望調査で農業支援課へ相談があること
- ・ ハウスの継承者は、農業後継者たる子でないこと（新規就農、別法人、他地域からの転入等は対象）
- ・ 譲渡を受けたハウスは、修繕等を含めて本格的に営農を開始していないこと
- ・ 自己所有地または農地法や中間管理機構を通じて貸借していること
- ・ 要綱に規定された成果目標を達成できること

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

農業の支援辞典

就農後、
経営発展のために
機械等を導入したいとき



経営発展
支援事業補助金

就農後の経営発展のために必要な機械や施設等を導入する、認定新規就農者を支援します。

補助内容

- ・ 事業費の3/4以内を補助
※上限1,000万円
※経営開始資金と併用する場合、
上限500万円

対象者

- ・ 認定新規就農者
- ・ 事業実施年度又はその前年度に農業経営を開始した者

主な要件

- ・ 49歳以下であること
- ・ 事業実施の翌年度から目標年度の翌年度まで、毎月7月末及び1月末までにその直前の6ヶ月の就農状況報告をすること
- ・ 本人負担分について、金融機関から融資を受けていること

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

豊橋市役所農業支援課 経営管理グループ 0532-51-2461

農業の支援辞典

○ 経営継承をしたので
経営を発展させたいとき ○



○ 経営継承・発展等
支援事業 ○

後継者が、その経営を発展させるために実施する取り組みに必要な経費を補助します。

○ 補助内容 ○

- ・ 専門家謝金・旅費、機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発・取得費、雑役務費、借料、設備処分費、委託費、外注費などの経費が対象
- ・ 上限100万円

○ 対象者 ○

- ・ 先代が認定農業者等であること

○ 主な要件 ○

- ・ 補助事業実施年度の前年度1月1日以降に経営を継承していること
- ・ 経営継承にあたって規模を縮小していないこと
- ・ 青色申告をしていること

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

農業の支援辞典

水田を転作したいとき



水田活用の 直接支払交付金 (戦略作物助成・産地交付金)

水稻農家が、国が定めた転作物目を交付対象の水田で作付・収穫・販売した場合、交付金が交付されます。

補助内容

< 戦略作物助成 >

- ・ 麦類（小麦、大麦、はだか麦） 3.5万円/10a
- ・ 飼料作物（エン麦、トウモロコシ等）1万円～2万円/10a
- ・ 新規需要米（飼料用米、WCS用稲、加工用米、米粉用米等）
2万円～8万円/10a

< 産地交付金 >

- ・ 国、県、市の各協議会が毎年補助対象を設定
- ・ 1,000円程度～2万円程度/10a

※市協議会分は麦類、飼料用米、WCS用稲が対象（R6年度）

主な要件

- ・ 豊橋市地域農業再生協議会（農業支援課）から送付される各種書類等を提出すること（水稻計画書、申請書、各種報告書）
- ・ 自己所有地または農地法や中間管理機構を通じて貸借していること
- ・ 協議会事務局にて現地確認し、転作状況を確認します
- ・ 麦類は、事前に播種前契約していること
- ・ 新規需要米は、国から取組計画書等の認定を受けること

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

農業の支援辞典

○ 新市場開拓用米、
加工用米、米粉用米等に
転作したいとき ○



○ コメ新市場開拓等
促進事業 ○
(旧水田リノベーション事業)

水田において、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米等の転作作物の低コスト生産等のメニューに取り組む生産者を支援します。

○ 補助内容 ○

- ・新市場開拓用米：4万円/10a
 - ・加工用米：3万円/10a
 - ・米粉用米：9万円/10a
- ※水田活用の直接支払交付金のうち戦略作物助成とは重複不可

○ 対象者 ○

水田において対象作物を生産する認定農業者等

○ 主な要件 ○

- ・国に事業が採択されること
- ・対象となる取組メニューを実施すること
- ・地域農業再生協議会が策定したプランに参画する農業者であること
- ・実需者（取引先）と販売契約を締結する又はその計画を有していること
- ・地域農業再生協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、補助金額が決定される。
- ・営農実施計画書を提出すること
- ・新規需要米各書類を提出すること
- ・出荷の確認書類等を提出すること

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

農業の支援辞典

水田で麦・大豆等を 生産したいとき



畑作物産地形成 促進事業 (旧水田リノベーション事業)

水田において畑作物の導入・定着により、低コスト生産等のメニューに取り組みながら麦・大豆等を生産（畑作へ転換）する農家を支援します。

補助内容

- ・ 4万円/10aを補助
- ※水田活用の直接支払交付金のうち戦略作物助成とは重複不可

対象者

- ・ 麦、大豆等を生産する認定農業者、集落営農、認定新規就農者

主な要件

- ・ 国に事業が採択されること
- ・ 対象となる取組メニューを実行すること。
- ・ 地域農業再生協議会が策定したプランに参画する農業者であること
- ・ 実需者（取引先）と販売契約を締結する又はその計画を有していること
- ・ 地域農業再生協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、補助金額が決定される。

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

農業の支援辞典

環境に配慮した農業に 取り組むとき



環境保全型農業 直接支払交付金

農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、環境保全に効果の高い営農活動に取り組む団体及び農業者を支援します。

補助内容

- ・有機農業、堆肥の施用等が補助対象
- ・取組内容に応じて、3,600円～／10aを交付

対象者

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者、複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）

主要要件

- ・主作物について、販売することを目的に生産を行っていること
- ・環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について理解し、チェックすること
※GAP認証等を取得している場合を除く
- ・化学肥料・化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則5割以上低減すること

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

農業の支援辞典

○ 豊橋産農産物を使った
新商品を開発したいとき ○



○ 豊橋産農産物 活用推進補助金 ○

豊橋産農産物を活用した商品の開発、地産地消促進イベントの開催、地産地消を促進する仕組みの開発をする事業者に対し、補助をします。

○ 補助内容 ○

- ・ 対象事業の1/2を補助（上限30万円）
- ・ 新商品開発事業、市内販売促進事業、地産地消促進事業が補助対象

○ 対象者 ○

- ・ 農業者、事業者等

○ 主な要件 ○

- ・ 豊橋産農産物を活用すること
- ・ 通年出荷の農産物を利用する場合、販売開始から1年以上販売すること
- ・ シーズン出荷の農産物を利用する場合、販売開始の年から2年以上販売すること

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

豊橋市役所農業企画課 企画推進グループ 0532-51-2471

農業の支援辞典

○ 先端的な技術を使った新製品・サービスを導入したいとき ○



○ アグリテック導入支援補助金 ○

地域農業の課題解決をめざしアグリテック企業が開発した新製品・サービスを農業者が導入する場合に、費用の一部を助成します。

○ 内 容 ○

- 対象事業の1/2を補助
(ハード 上限50万円
ソフト 上限20万円
資材等 上限20万円)

○ 対象者 ○

- 市内在住の農業者や市内の農業者団体等

○ 主 な 要 件 ○

- 豊橋アグリミートアップパートナー農業者であること
- 豊橋市が主催するアグリテックコンテストでファイナリストに選出された企業の製品等のうち、「豊橋アグリミートアップ導入支援補助金 製品カタログ」に掲載された製品等であること

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

農業の支援辞典

就農するときの資金が
足りないとき

▽▽▽
経営開始資金

次世代を担う農業者となることを志向する者
に対し、就農直後の経営確立に資する経営開
始資金を交付します。

補助内容

- ・ 経営開始から最長3年間
150万円/年を交付

対象者

- ・ 49歳以下の認定
新規就農者

主な要件

- ・ 前年の世帯所得が600万円以下であること。
- ・ 交付期間中、交付期間終了後5年間。毎月7月末及び
1月末までにその直前の6ヶ月の就農状況報告をする
こと。等

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

農業の支援辞典

融資を受けたいとき （農業者）



農業近代化資金利子補給 補助金

農業の近代化を促進するため、融資機関の貸し付けた農業近代化資金の利子に対する補助を行います。

補助内容

- ① 認定農業者（3年間）
基準金利から国と県の利子補給率を除いた残余（上限1%）
- ② 認定農業者以外の農業者（1年間）
基準金利から県の利子補給率を除いた残余（上限1%）

対象者

農業近代化資金を借りている農業者で、愛知県知事より利子補給の承認を受けたもの。

主な要件

- ・ 農業近代化資金を借りること。
 - ・ 愛知県より利子補給の承認を受けること。等
- ※ 融資のご相談については、金融機関へご連絡ください。

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

農業の支援辞典

融資を受けたいとき （漁業者）



漁業近代化資金利子補給 補助金

漁業の近代化を図るため、融資機関の貸し付けた漁業近代化資金の利子補給を行います。

補助内容

- ・ 基準金利から県の利子補給率を除いた残余
- | | | |
|---------|---------|------|
| 機械・施設等 | ：上限 1% | 最大3年 |
| シラスウナギ等 | ：上限1.5% | 最大2年 |

対象者

漁業近代化資金を借りている漁業者で、愛知県知事より利子補給の承認を受けたもの。

主要要件

- ・ 漁業近代化資金を借りること。
 - ・ 愛知県より利子補給の承認を受けること。等
- ※融資のご相談については、金融機関へご連絡ください。

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

農業の支援辞典

農作物の鳥獣害で困っているとき



獣害防除対策事業補助金

ほ場に設置する防除施設（電気柵・ワイヤーメッシュ柵など）の購入経費の一部を補助します。

補助内容

- ・ 購入経費（税抜）の1/2を補助（上限50,000円）
※工賃等は対象外

対象者

- ・ 獣害被害が甚大な地域において、防除のための電気柵等の設置を行う農業者

主要条件

- ・ 交付申請は、同一年度において1回限り
- ・ 既設防護柵の耐用年数内での同一ほ場における交付申請はできない
- ・ 補助申請前に購入、設置した場合は補助対象外

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

豊橋市役所農業支援課 農業振興グループ 0532-51-2476

農業の支援辞典

狩猟免許を 取得したいとき



狩猟免許取得補助金

一般社団法人広域狩猟連合が主催する講習会における費用（参加費及びテキスト代）を補助します。

補助内容

- ・対象経費の10/10以内を補助（上限20,000円）

対象者

- ・新たに狩猟免許を取得した市内在住者

主な要件

- ・当該年度に免許試験を受験し合格すること
- ・広域狩猟連合豊橋会長または地域捕獲団体代表の推薦を受けて、農作物被害防除のために有害鳥獣の捕獲活動に従事すること

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

豊橋市役所農業支援課 農業振興グループ 0532-51-2476

農業の支援辞典

耕作放棄地を 解消したいとき



耕作放棄地 解消事業補助金

耕作放棄地を復元するときの費用の一部を補助します。

補助内容

- ・かかった費用の1/2
（上限：1万円/1a）

対象者

- ・市内の耕作放棄地の借り受け等を行い、これを解消する農業者（個人または法人）

主な要件

- ・地域計画内で目標地図において受け手が位置付けられた農地（者）
- ・中間管理の設定期間が10年以上であること
- ・耕作放棄地を解消した翌年度までに作付けをすること

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

豊橋市役所農業支援課 経営管理グループ 0532-51-2459

農業の支援辞典

耕作目的で農地を貸し借りしたいとき



農地中間管理事業

農地中間管理機構が、農地を貸したい人から農地を借り受け、耕作を希望する人に農地を貸し付ける制度です。
農地の貸し借りをするときは、この制度を利用するか、農地法3条の許可を受けなければなりません。

◦ 主な要件 ◦

- < 耕作者の要件 >
- ・ 借りた農地は全て耕作すること
 - ・ 農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること
 - ※家庭菜園を目的とした貸借は不可
 - ・ 耕作又は畜産の事業に必要な農作業に常時従事（年間150日以上）すること
 - ・ （法人の場合）農地所有適格法人の要件を満たすこと
 - ※農地所有適格法人でなくでも借りれる場合もある

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

豊橋市役所農業企画課 農地管理グループ 0532-51-2470

農業の支援辞典

耕作目的で農地を
貸借、売買をしたいとき



農地法3条の
規定による申請

耕作目的のために農地の貸借や売買をする場合、農業委員会の許可を受ける必要があります。

また、許可を受けていない場合、その効力は生じないこととなっており、所有権移転の登記ができません。

◦ 主な要件 ◦

- ・ 所有している農地、借りている農地、新たに買うまたは借りる農地のすべてを効率的に耕作すること
- ・ 耕作に必要な農作業に常時従事すること
- ・ 周辺地域における効率的かつ総合的な利用に支障が生じないこと

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

豊橋市農業委員会事務局 0532-51-2950

農業の支援辞典

○ ○

農地を探したいとき



○ ○

貸出・売渡 希望農地一覧の閲覧

土地所有者より貸出・売渡希望のあった農地の位置が分かる地図を公開しています。
農業企画課、JA豊橋本店、JA豊橋各事業所にて閲覧可能です。

○ 対象者 ○

- ・ 農業者のみ閲覧可

○ 要件 ○

- ・ 農地法第3条や農地中間管理事業を利用して農地の貸借や売買をする意思があること
- ※ 豊橋市ノウチマッチを通して、農地を探すことも可能です。

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

豊橋市役所農業企画課 農地管理グループ 0532-51-2477

農業の支援辞典

農地の耕作者を探したいとき



豊橋市ノウチマッチ

遊休農地防止や農地の集積・集約化のため、空き農地と耕作者のマッチングを行います。

内容

- ・ 耕作者を探したい農地を豊橋市ノウチマッチへ登録
- ・ その後、市が把握している情報を基に耕作者を探します。見つからない場合は、ホームページに農地の情報を掲載し、広く耕作者を募ります。

対象者

どなたでも可

要件

- ・ 現況地目が農地であること
- ・ 現況面積が100㎡以上であること
- ・ 耕作可能な農地であること

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

豊橋市役所農業企画課 農地管理グループ 0532-51-2477

農業の支援辞典

農地をたくさん 貸し借りしたとき



機構集積協力金 - 地域集積協力金 -

農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化に取り組む地域に対して協力金が交付されます。

補助内容

農地中間管理事業の活用率に応じて、
2.8万円～/10aを交付

対象者

・ 地域に交付

主要要件

- ・ 交付対象面積（※）の10%以上を新たな担い手（認定農業者や新規就農者等）へ貸し出すこと、または、同一耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が昨年度末から10%以上増加すること
※交付対象面積＝対象期間内に貸し付けた農地の面積（再貸付、貸付期間6年未満の農地を除く）
- ・ 農地中間管理事業の活用率が80%以上であること

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

豊橋市役所農業企画課 農地管理グループ 0532-51-2477

農業の支援辞典

農地をたくさん 貸し借りしたとき



機構集積協力金

- 集約化奨励金（一般タイプ） -

農地中間管理事業を活用して農地の集約化に取り組む地域に対して協力金が交付されます。

補助内容

「団地面積の割合の増加率」、
「1団地当たりの平均面積の倍率」に応じて、1万円～/10aを交付

対象者

- ・ 地域に交付

主な要件

- ・ 同一耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が10%以上増加すること
- ・ 同一耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が既に30%以上の地域は、1団地当たりの平均面積が1.5倍以上となること

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

豊橋市役所農業企画課 農地管理グループ 0532-51-2477

農業の支援辞典

農地をたくさん 貸し借りしたとき



機構集積協力金 - 集約化奨励金 (受け皿準備タイプ) -

農地中間管理事業を活用して目標地図において担う者が位置付けられていない農地を集約化し、農地を引き受けやすくした地域に対して協力金が交付されます。

補助内容

「団地面積の割合の増加率」、
「1団地当たりの平均面積の倍率」に応じて、5千円～/10aを交付

対象者

- ・ 地域に交付

主な要件

- ・ 同一耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合及び目標地図において農業を担う者が位置付けられていない1ha以上の団地面積の割合が10%以上増加すること
- ・ 同一耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が既に30%以上の地域は、1団地当たりの平均面積が1.5倍以上となること
- ・ 実施年度の翌々翌年度までに、目標地図において農業を担う者が位置付けられていない集約化された農地を耕作者に貸し付けること

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

豊橋市役所農業企画課 農地管理グループ 0532-51-2477

農業の支援辞典

○ 中間管理機構に
所有農地を
全部貸したとき ○



○ 中間管理機構に
貸し付けた農地の
課税軽減措置 ○

所有する農地を、新たに、まとめて農地中間管理機構に貸し付けたときは、一定期間、貸し付けた農地の固定資産税が2分の1に軽減されます。

○ 補助内容 ○

15年以上貸し付けた場合：5年間の軽減
10年以上貸し付けた場合：3年間の軽減

○ 主な要件 ○

- ・農地中間管理機構に農地を貸し付けること。
- ・所有全農地を新たにまとめて貸し付けること。
ただし、10a未満の自作地を除く

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

豊橋市農業委員会事務局 0532-51-2950

農業の支援辞典

老後の生活資金に不安があるとき



農業者年金

農業従事者のうち、自営農業に従事する個人が任意で加入できる年金制度であり、国民年金（基礎年金）の上乗せ年金のひとつです。

内容

- ・ 65歳以上75歳未満の間で自身で選択した時点から受給開始となり終身給付（60歳まで繰上げ受給も可）
- ・ 政策支援加入者は、最大1万円を補助

対象者

- ・ 国民年金の被保険者で、年間60日以上農業に従事している方

主要要件

- ・ 年齢20歳以上65歳未満
- ・ 掛金は、月額2万円～6万7千円の範囲で自ら納付額を決定する

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

豊橋市農業委員会事務局 0532-51-2950

農業の支援辞典

農業について
相談したいとき



農家農事相談

月に1回、農業、農地に関するお悩みに農業委員が相談に乗ります。（要予約）

内容

- ・費用無料

対象者

- ・農業者

主な要件

- ・令和7年度の実施日は、豊橋市農業委員会事務局のHPでご確認ください。
- ・実施時間は、午後1時30分から午後3時30分の間です。（1人約1時間程度）
- ・前日までに予約必須
- ・女性農業委員への女性農家農事相談についても、下記連絡先までお問い合わせください。

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

豊橋市農業委員会事務局 0532-51-2950

農業の支援辞典

○ 農地が農用地区域内（色地）か区域外であるかの証明が欲しいとき



○ 農用地証明交付申請書の
手続き

農地が「農業振興地域の整備に関する法律」により指定された農用地区域内（色地）であるのかないのかを証明する書類を発行しています。

○ 対象者 ○

どなたでも可

○ 主な要件 ○

発行場所	豊橋市役所西館3階 農業企画課
必要な物	農用地証明交付申請書 ※農業企画課の窓口、ホームページにあります。 当該地の所在地、地積が分かるもの ※固定資産税評価証明書など
手数料	1件 200円

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

豊橋市役所農業企画課 農地管理グループ 0532-51-2477

農業の支援辞典

○ 農業者であることの証明が欲しいとき ○



○ 事業（農業）証明交付申請書の手続き ○

農業者であるということを証明する書類を発行しています。

○ 対象者 ○

- ・ 本人
- ・ 代理人が申請する場合、本人の承諾書が必要です。

○ 主な要件 ○

発行場所	豊橋市役所西館3階 農業企画課
必要な物	事業（農業）証明（農地基本台帳記載証明）申請書 ※農業企画課の窓口、ホームページにあります。 身分証明（窓口に来た方の物） 第三者が申請する場合、本人の承諾書 ※本人の署名又は押印が必要です。
手数料	1件 200円

上記以外にも要件が設定されている場合があります。詳しくは下記担当者にご相談ください。

豊橋市役所農業企画課 農地管理グループ 0532-51-2477

農業の支援辞典

○ 農家向けの研修やセミナーなどの情報が欲しいとき ○



○ 豊橋市農業支援課 Instagram ○

Instagramで農家さん向けの研修やセミナーなど農業施策や農業に関連する様々な情報を随時発信しています。

○ 内 容 ○

こちらからフォローできます。
豊橋市農業支援課 Instagram QRコード

